

2018年9月7日

2018年台風21号により被害を受けられたみなさまへ

2018年9月4日に近畿地方を直撃した台風21号により被害を受けられたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、このたびの台風により被害を受けられた皆さまに、次のとおりお取り扱いをさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 被災されたお客さまへのお取り扱い

(1) 『2018年台風21号 被害相談・対応センター』について

① 『2018年台風21号 被害相談・対応センター』設置について

今般発生した2018年台風21号により被害を受けられたお客さまの事業性融資や住宅ローン等のご返済相談、復旧に伴う新たな資金借入のご相談等に対応するため、本店営業部に『2018年台風21号 被害相談・対応センター』を設置いたします。

②設置期間

即日～2018年11月30日（金）

③対応内容について

- ・事業性融資に関するご相談・対応
- ・消費性融資に関するご相談・対応

(2) 『2018年台風21号 被害相談窓口』について

① 『2018年台風21号 被害相談窓口』設置について

今般発生した2018年台風21号により被害を受けられたお客さまの事業性融資や住宅ローン等のご返済相談、復旧に伴う新たな資金借入のご相談の他、通帳・キャッシュカードの紛失再発行等に対応するため、全店（出張所を含む）に『2018年台風21号 被害相談窓口』を設置いたします。

②設置期間

即日～2018年11月30日（金）

③対応内容について

- ・事業性融資に関するご相談・対応
- ・消費性融資に関するご相談・対応

2. 融資商品のお取り扱い

このたびの台風により被害を受けられた方にご利用いただける下記の融資商品をお取り扱いしております。

ご融資についてのご相談（現在お借り入れいただいている事業性融資・住宅ローン等のご返済や、新たなお借り入れについてのご相談等）につきましては、お近くの当金庫本支店までお気軽にご相談ください。

○「中信 自然災害対策ローン」

➤ご利用いただける方

自然災害により直接的・間接的に被害を受けている法人及び個人事業主の方

➤お使いみち

・災害復旧に必要な設備資金

・自然災害の直接的または間接的な影響によって必要な運転資金

➤罹災証明は不要です。

○「京都中信 自然災害復旧ローン」

➤お取扱い期間

2018年9月5日～2018年11月30日申込受付分

➤ご利用いただける方

2018年9月4日に近畿地方を直撃した台風21号により被害を受けられた方

➤お使いみち

被災からの生活再建にかかる次の資金（事業性資金は除きます）

①住宅の補修・修繕費用

②自動車の修理・買換費用

③家具・家電等の修理・買換費用

④申込人が当金庫から借り入れた一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン

（カードローンを除く）の借換資金（①から③のいずれかと合わせた申込に限る）

➤罹災証明は不要です。

○その他

➤お申込みに際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

➤ローンの詳しい内容または現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

➤店頭の説明書をご用意しております。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。